

第1回
呉市文化財保存活用地域計画
策定協議会

日時 令和3年12月13日(月) 10時00分～

場所 本庁舎 7階 754会議室

呉市文化スポーツ部文化振興課

次 第

1 開 会

2 委員・事務局紹介

3 役員選出

4 協議事項

(1) 文化財保存活用地域計画について

①文化財保存活用地域計画について 資料 3・4

②広島県文化財保存活用大綱について 資料 5

③呉市における本計画の位置付けについて 資料 6

④呉市文化財保存活用地域計画策定協議会について 資料 6

⑤計画策定スケジュールについて 資料 7

(2) 呉市の文化財について

①指定文化財の概要について 資料 8

②文化財に関する呉市の取組の概要について 資料 9～12

(3) まちづくり調査について

①アンケート調査について 資料 13・14

②ワークショップについて 資料 1 3

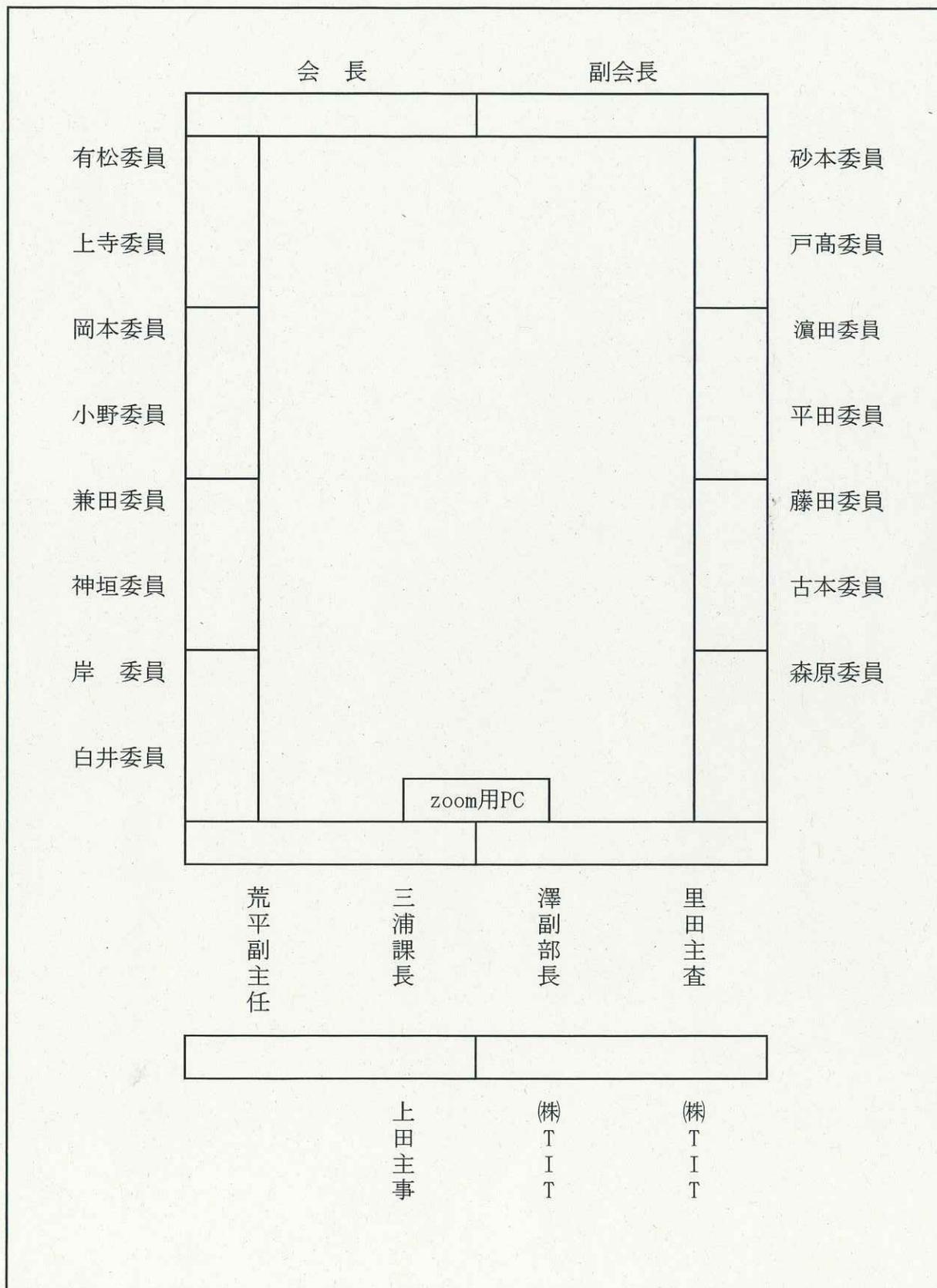
③ヒアリング調査について 資料 1 3

5 そ の 他

6 閉 会

第1回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会 席表

本庁舎 7階 754会議室



第1回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
資料

- 資料1 呉市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱
- 資料2 呉市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿
- 資料3 文化財保存活用地域計画パンフレット
- 資料4 計画事例（福井県若狭町）
- 資料5 広島県文化財保存活用大綱の概要
- 資料6 計画の位置づけと計画作成の体制
- 資料7 計画策定スケジュール
- 資料8 呉市の指定等文化財の概要
- 資料9 文化財ガイドマップ「呉の文化財」（別冊）
- 資料10 呉市文化振興課実施事業について（令和2年度・3年度）
- 資料11 くれ文化遺産コンシェルジュ事業について
- 資料12 日本遺産パンフレット
 - ①鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～（別冊）
 - ②荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～（別冊）
- 資料13 まちづくり調査の概要
- 資料14 アンケート調査設問（案）

呉市文化財保存活用地域計画策定協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において呉市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）とは、本市に存する文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存し、活用するための実施計画をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項に関し、呉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(1) 地域計画に関する事項

(2) 前1号に掲げるもののほか、地域計画に関し教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他相当と認められる者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(関係行政機関からの指導等)

第7条 協議会は、その目的を達成するため、国及び県の関係行政機関から指導を受け、又は助言を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

番号	役職	区分	氏名	所属等	所属における役職
1		学識経験者	有松 唯	広島大学大学院人間社会科学研究科	准教授
2		学識経験者	上寺 哲也	呉工業高等専門学校	准教授
3		学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会	会長
4		商工・観光関係団体	小野 香澄	NPO法人呉サポートセンターくれ シェンド	プロジェクトマネージャー
5		商工・観光関係団体	兼田 克彦	呉商工会議所	事務局長
6		呉市	神垣 進	呉市文化スポーツ部	部長
7		学識経験者	岸 泰子	京都府立大学	准教授
8		広島県	白井 比佐雄	広島県教育委員会文化財課	課長
9		学識経験者	砂本 文彦	神戸女子大学	教授
10		学識経験者	戸高 一成	呉市海事歴史科学館・入船山記念館	館長
11		呉市	濱田 みゆき	呉市産業部	副部長
12		商工・観光関係団体	平田 己恵子	一般社団法人呉観光協会	事務局長補佐
13		学識経験者	藤田 盟児	奈良女子大学大学院	教授
14		市民代表	古本 信治		
15		市民代表	森原 由佳		

○改正法（協議会関係）
（協議会）

第183条の9 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域を含む都道府県

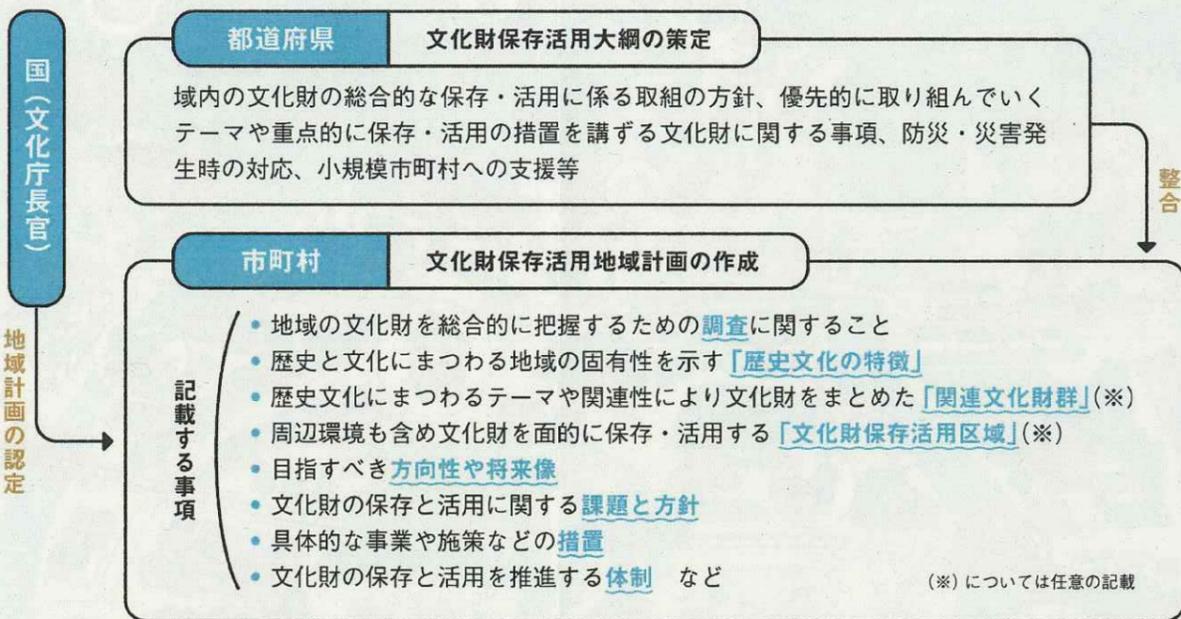
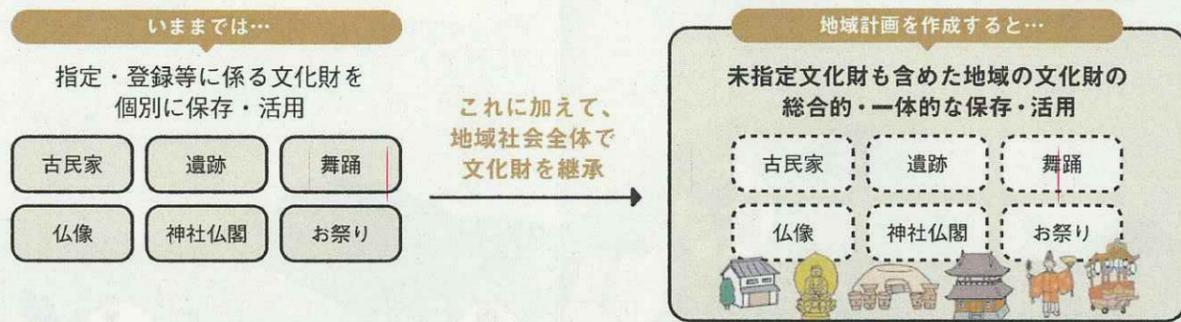
三 第192条の2第1項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



記載する事項

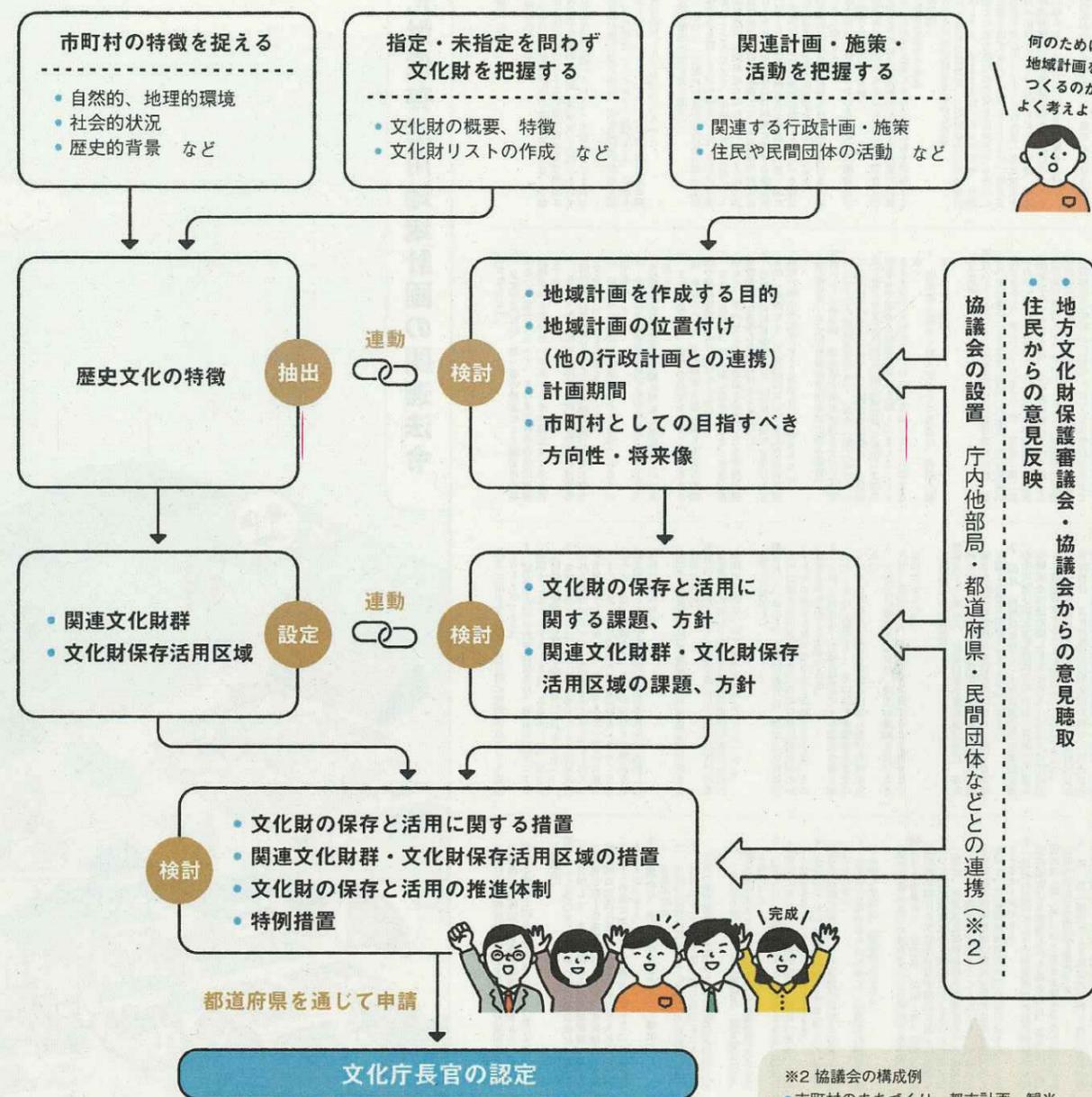
- 地域の文化財を総合的に把握するための調査に関すること
- 歴史と文化にまつわる地域の固有性を示す「**歴史文化の特徴**」
- 歴史文化にまつわるテーマや関連性により文化財をまとめた「**関連文化財群**」(※)
- 周辺環境も含め文化財を面的に保存・活用する「**文化財保存活用区域**」(※)
- 目指すべき**方向性や将来像**
- 文化財の保存と活用に関する**課題と方針**
- 具体的な事業や施策などの**措置**
- 文化財の保存と活用を推進する**体制** など

(※)については任意の記載

認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
 - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
 - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
 - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
 - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
 - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画作成市町村へのアンケート(2020年10月)より

02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



※2 協議会の構成例

- 市町村のまちづくり、都市計画、観光、教育、防災等関係部局
- 都道府県の文化財担当部局など
- 文化財保存活用支援団体(NPO法人など)
- 文化財所有者・管理団体
- 商工会、DMO法人など

03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関与するものであると認められること
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
- ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

—歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。

歴史文化とは

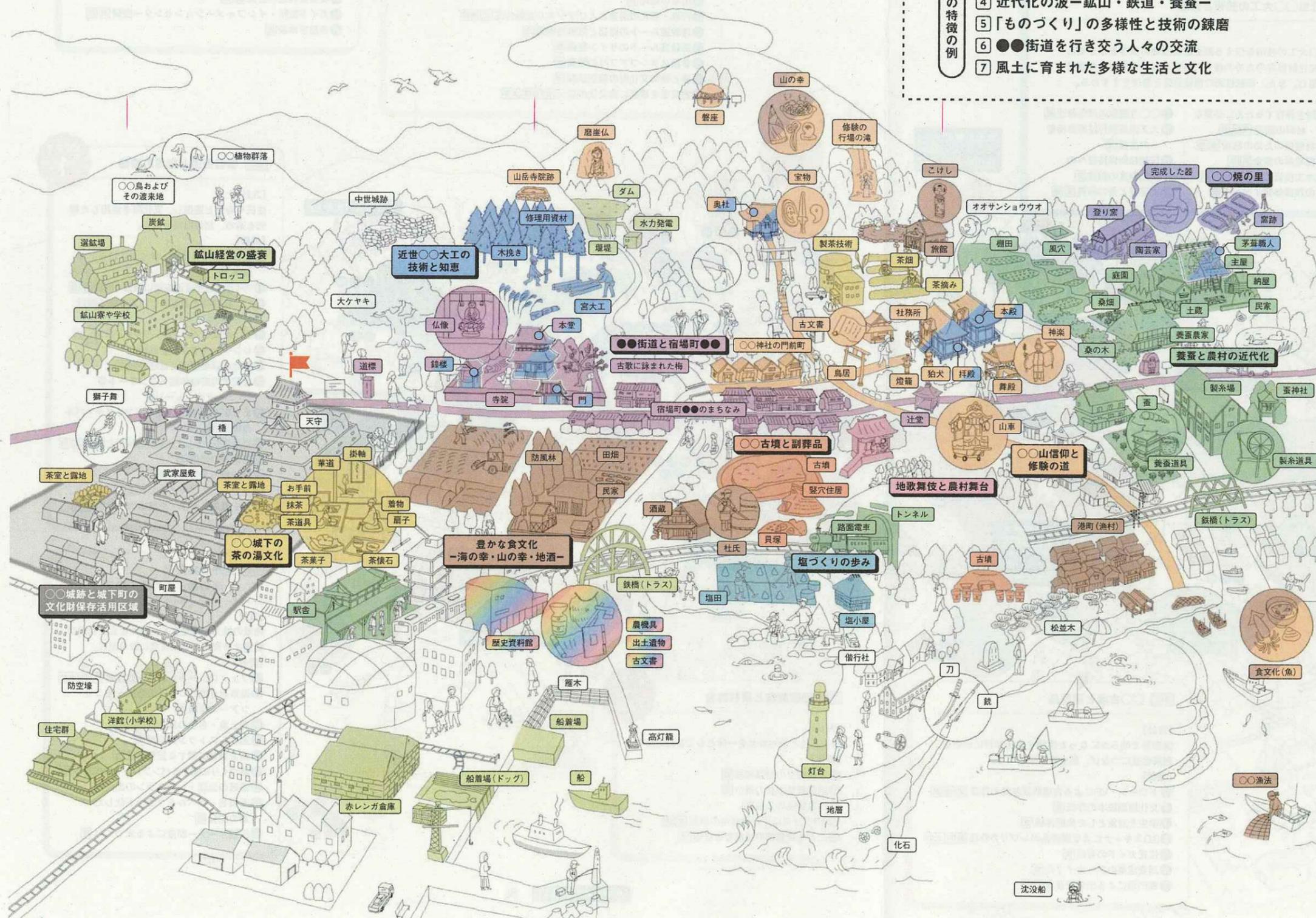
地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化

関連文化財群とは

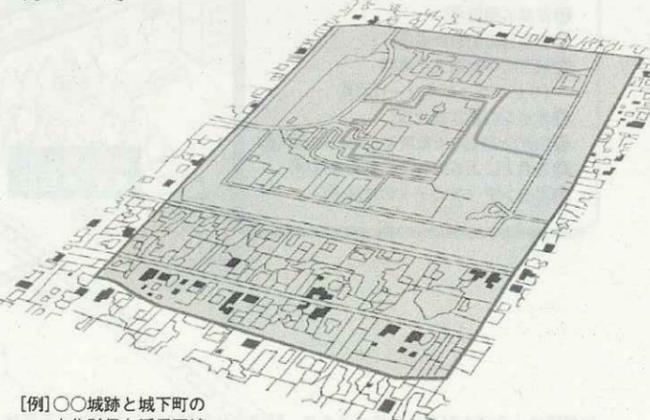
指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- 関連文化財群の例
- 1 ○○国の繁栄
 - 1-1 ○○古墳と副葬品
 - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
 - 2-1 ○○山信仰と修験の道
 - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
 - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
 - 4 近代化の波—鉱山・鉄道・養蚕—
 - 4-1 鉱山経営の盛衰
 - 4-2 養蚕と農村の近代化
 - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
 - 5-1 塩づくりの歩み
 - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
 - 5-3 ○○焼の里
 - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
 - 6-1 ●●街道と宿場町●●
 - 7 風土に育まれた多様な生活と文化
 - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
 - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—



文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながる事が期待される。



[例]○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

域内全体を対象に実施する措置

- 文化財保護指導委員制度の創設 [区]
- 文化財保存活用支援団体制度の創設 [区]
- 古文書の所在調査 [区] [歴博] [大]
- 文化財ハザードマップの作成 [区] [他]
- 文化財防災マニュアルの作成 [区] [他]
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発 [区]
- お宝掘り起こし住民ワークショップ [区] [他]
- 地域遺産制度の創設 [区] [他]
- エコミュージアム構想の検討 [歴博] [区] [他] [民]
- 限界集落における文化財の総合的記録 [区]
- 域内回遊を促進する交通施策検討 [区] [大]
- オーバーツーリズム緩和施策の検討 [区] [大]
- 地名の由来を活かした事業の検討 [区] [他]

重点事業 3

●●城跡と城下町の文化財保存活用区域

- 【方針】**
- 城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらを活かして観光の促進につなげる。
- 【措置】**
- A 石垣の整備 [区]
 - B 馬場の整備 [区] [他]
 - C 天守閣資料館の展示更新 [区]
 - D 歴史的建造物の調査と修理助成 [区]
 - E 町家の分散型ホテルへの改修 [区]
 - F 土蔵をカフェに改修 [区]
 - G 景観規制 [区]
 - H 無電柱化と道路美装、歩道整備 [区]
 - I 屋外広告物規制 [区]
 - J トイレ洋式化事業 [区]
 - K ○○家の茶室と露地の整備 [区]
 - L ○○家の歴史資料の整理と調査 [区]
 - M 着付け教室の開催 [区]
 - N 懐石料理教室の開催 [区]
 - O 茶事の開催 [区]
 - P 獅子舞の記録作成 [区]
 - Q 城下町の武家文化体験 (リビングヒストリー) [区] [民]
 - R サインの多言語化 [区]
 - S DMOと連携した散策マップの作成 [区] [民]
 - T 著名人によるSNSでの魅力発信 [区]
 - U ボランティアガイドの育成 [区]

○●植物群落保全のモニタリング [区] [他]

5-2 近世○●大工の技術と知恵

- 【方針】**
- 近世○●大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。
- 【措置】**
- 32 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査 [区] [大]
 - 33 大工道具製作技術保持者への支援 [区]
 - 34 大径材確保のための植樹 [区] [他]
 - 35 檜皮採取の保全 [区] [他]
 - 36 伝統木工技術の後継者育成 [区]
 - 37 大工の技術体験イベント [区]
 - 38 ○●寺鐘樓の解体修理 [区]
 - 39 大工道具製作技術保持者への支援 [区]
 - 40 伝統技術保持者への顕彰制度の創設 [区]
 - 41 左官壁と畳の振興 [区] [他]

表面剥離のモニタリングと強化処理 [区] [大]

有識者を交えた復元案の検討及びVR化 [区] [他]

樹勢劣化対策の樹木医による診断と処置 [区] [他]

エコミュージアム構想地点施設としての改修 [区] [大]

白模写でのプロジェクションマッピングによる歴史解説 [歴博]

耐震診断及び補強工事 [区] [他]

1-1 ○●古墳と副葬品

- 【方針】**
- 調査等で明らかになった情報を郷土学習にいかし、理解促進につなげ、郷土愛を醸成する。
- 【措置】**
- 1 ドローン・VRによる古墳解説映像の作成 [区] [他] [民]
 - 2 文化財副葬品の作成 [区]
 - 3 学生を対象とした発掘体験 [区]
 - 4 3Dスキャナによる副葬品のレプリカ作成 [歴博] [大]
 - 5 住民ガイドの育成 [区]
 - 6 調査成果のアーカイブ化 [区]
 - 7 専門職による出前授業 [歴博] [区]

- 凡例**
- 内は主体
 - 区 文化財保護部局
 - 他 行政他部局
 - 歴 文化財所有者
 - 住 住民
 - 民 民間団体
 - 歴博 歴史博物館
 - 大 大学

2-1 ○●山信仰と修験の道

- 【方針】**
- 過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○●山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。
- 【措置】**
- 8 ○●神社殿の屋根替修理・防災設備の設置 [区]
 - 9 ○●古文書の修理 [区]
 - 10 ○●古文書の調査 [区] [大] [歴博]
 - 11 社務所模様の修理及び高精細レプリカ作成 [区] [大]
 - 12 収蔵庫の改修 [区]
 - 13 境内古本市 (ユニークベニュー) の開催 [区]
 - 14 舞殿での雅楽の演奏会 (ユニークベニュー) [区]
 - 15 山車の修理 [区]
 - 16 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 [区] [歴博]
 - 17 修験道ルートの確認と散策路整備 [区]
 - 18 修験道ルートのサイン整備 [区]
 - 19 参詣スタンプアプリの開発 [区]
 - 20 春と秋の文化財の特別公開 [区]
 - 21 古文書を根拠に食文化の復元 [区] [歴博] [大]

4-2 養蚕と農村の近代化

- 【方針】**
- 地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力を活かして、賑わいを創出する。
- 【措置】**
- 22 ●●家住宅土塀の修理 [区]
 - 23 ●●家住宅庭園の整備 [区]
 - 24 △家住宅の農泊への改修 [区] [他]
 - 25 棚田のライトアップ [区]
 - 26 風穴のサイン整備 [区]
 - 27 ボランティアによる桑畑の清掃等 [区]
 - 28 ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 [区]
 - 29 養蚕資料館の整備 [区] [他]
 - 30 ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 [区] [他]
 - 31 糸紡ぎ体験 [区]

6-1 ●●街道と宿場町

- 【方針】**
- 住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。
- 【措置】**
- 41 ○●街道の美装・サイクルロードの整備 [区]
 - 42 PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 [区] [民]
 - 43 ○●家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 [区]
 - 44 ○●家住宅でのブルーフリー・カフェ [区]
 - 45 レンタサイクルの整備 [区]
 - 46 仏像の詳細調査と修理 [区] [大]
 - 47 寺院での座禅体験・コンサート等 (ユニークベニュー) [区]
 - 48 まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 [区]
 - 49 特産品をいかした土産物の開発と販売 [区] [他]
 - 50 石地蔵の修復 [区]
 - 51 解説板の多言語化 [区]
 - 52 ボランティアガイドの育成 [区]
 - 53 歴史講座の開催・副読本の作成 [区] [歴博]

7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一

- 【方針】**
- 地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。
- 【措置】**
- 59 フェノロジーカレンダーの作成 [区] [大]
 - 60 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 [区]
 - 61 郷土食・名物の調査 [区] [大]
 - 62 漁村レストランの開設 [区]
 - 63 漁労習俗に関する記録作成 [区]
 - 64 酒づくりに関するパンフレットの作成 [区] [民]
 - 65 酒蔵の公開・レストランの出店 [区]
 - 66 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 [区]
 - 67 田圃オーナー制度による米づくり [区]

7-1 地歌舞伎と農村舞台

- 【方針】**
- 地歌舞伎と農村舞台を一体として存続を図る。
- 【措置】**
- 54 農村舞台の耐震補強 [区]
 - 55 地歌舞伎衣装の繕い [区]
 - 56 地歌舞伎の公演 [区]
 - 57 ARグラスによる歌舞伎の解説 [区] [民]
 - 58 こども歌舞伎の後継者育成 [区] [民]

水中遺跡の調査 [区]

※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。

06 若狭町文化財保存活用地域計画【福井県】

【計画期間】令和3～12年度（10年間）
 【面積】約176km²
 【人口】約1万4千人



指定等文化財の件数

類型	国指定・選定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物	1		4	4
	石造物		1	13	14
	絵画			12	12
	彫刻	2	7	49	58
	工芸品		1	3	4
	書跡			5	5
	典籍				0
	古文書	1	1	2	4
	考古資料		4	6	10
	歴史資料			2	2
無形文化財					0
民俗文化財	有形	1	1		2
	無形		12	16	28
	史跡	5	1	6	12
	名勝	1	1	6	8
	天然記念物	1	3	19	23
伝統的建造物群		1			1
合計	12	32	144	4	192

- 指定等文化財は、192件
- 未指定文化財は、292件把握

推進体制



歴史文化の特徴

自然とともにある歴史文化

若狭町の歴史文化は、日本海、三方五湖、北川といった水の恵み、広がる平野、豊かな山と森といった自然に囲まれた安定的な社会のもとに育まれてきた。

交流とともにある歴史文化

大和政権の影響を受けつつも海を通じた独自の交流は、御食国若狭の始まりにふさわしい歴史文化をもたらし、近世初頭に京へつながる鯖街道の宿町となった熊川宿は、若狭の玄関口として都の文化を受け入れた。

暮らしとともにある歴史文化

若狭町には豊かな伝統文化があり、これらは、暮らしとともに守られ、今に伝えられており、地域に暮らし人々の神仏信仰とともにある民俗文化といえる。

将来像 御食国若狭の源流からの年縞的生成発展

文化財の保存・活用に関する課題

文化財の調査に関する課題
 ○調査と潜在的な文化遺産の掘り起こしが不十分

文化財の保存に関する課題
 ○周辺環境に対する理解の不足
 ○文化財の改変、滅失
 ○災害への対策

文化財の活用に関する課題
 ○文化財が誇りと活力につながっていない
 ○総合的に守り活かす仕組みがない
 ○文化財が身近に感じられない
 ○情報発信が不十分

推進体制に関する課題
 ○保存・活用の体制が不十分
 ○行政と地域等の協働が不十分

文化財の保存・活用に関する基本方針

方針① 知る	方針② 守る	方針③ 活かす	方針④ 伝える	方針⑤ 担う
戦略的、永続的な文化財の調査・研究	広範な文化財指定と適切な保存管理による文化財の継承	地域の元気を生む文化財の活用	文化財の価値を伝える住民意識の啓発と情報発信	地域で文化財を守り、活かす体制づくり

文化財の保存・活用に関する措置の例

若狭能倉座の神事能記録保存調査

若狭能倉座の神事能は、中世の若狭猿楽の流れをくみ、五穀豊穡、国土安穩を祈る「一人翁」を継承している。江戸時代の初めには小浜藩領で約80箇所の神社等で奉納されていた。昭和55年には県指定文化財、平成29年には国選択文化財になっており、継承者も高齢であることから記録保存が急務となっている。倉座の継承する能、囃子、謡、面、装束、文書の他、若狭地方に多く残る能舞台などの総合的な調査を実施し、記録保存を図っていく。

- 取組主体: 町・行政、所有者、専門家
- 計画期間: R3～4年度



国史跡西塚古墳復元整備

西塚古墳は、脇袋古墳群で唯一埋葬施設や副葬品が明らかになっている古墳であり、古墳時代の対外交渉史や御食国若狭の成立を考えるうえで極めて重要な古墳である。この西塚古墳を当時の姿に復元整備し、その重要性を幅広く内外に発信する。あわせてガイダンス施設の建設、案内看板の設置をし、古墳に係るイベントを実施する。西塚古墳を新たな文化的観光資源とし、日本にとどまらずアジアをも視野に入れた交流を促して町を活性化させることを目的とする。

- 取組主体: 町・行政、専門家 他
- 計画期間: R8～10年度



重要文化財荻野家住宅保存修理

熊川宿で最も古い文化8年（1811）の町家建築である荻野家住宅は、平成26年に国の重要文化財に指定された。熊川宿の形成に大きな役割を果たしてきた「問屋」としての間取りや敷地の利用形態を今に伝える貴重な建物である。建物は年々老朽化がすすんでいることから、早急に保存修理を実施する必要がある。整備後は、物資流通の拠点であった熊川宿の歴史を学ぶことができる施設として公開し、活用していく。

- 取組主体: 町・行政、所有者、専門家 他
- 計画期間: R4～10年度



若狭町文化財保存活用地域計画【福井県】

▼ 関連文化財群及び文化財保存活用区域

関連文化財群

文化財保存活用区域

I 人と自然のたゆまぬ共生

I-① 古三方湖がはぐくんだ縄文遺跡群

I-② 三方五湖の恵みとともにある文化

I-③ 三方五湖の災害復興を伝える治水関連遺産

I-④ 常神半島の漁村文化

II 御食国若狭の始まり

II-① 海を越えた若狭の王の古墳群

II-② 常神半島沿岸部の土器製塩遺跡群

III 京へつながる鯖街道の往来

III-① 物流と文化の行き交う若狭街道と熊川宿

III-② 海湖からつながる丹後街道

IV 神仏信仰とともにある民俗文化

関連文化財が町内全域に及ぶため区域設定は行わない。

若狭町文化財保存活用地域計画【福井県】

22

III-①

物流と文化の行き交う若狭街道と熊川宿保存活用区域

関連文化財群「京へつながる鯖街道の往来」に関連する保存活用区域である。「鯖街道」は、若狭湾のいくつかの湊より京へ向かう複数の道の総称であり、町内には、「若狭街道」と「丹後街道」の2本の道がある。なかでも、「若狭街道」には街道最大の宿場町であった重伝建地区熊川宿を中心に、街道松や石造物などが点在し、往時の街道の景観を今に伝えている。また街道を通じて都から伝わった伝統行事も多く残っている。

熊川宿を中心に始まった空き家を活用した民間による新たな取組や、持続可能な経済活動をともなうまちづくりを街道全体に広げるとともに地域内外を結ぶ経済循環をつくっていく。

【保存・活用の課題・方針】

- ・熊川宿を中心に始まった空き家を活用した民間による新たな取組や、持続可能な経済活動をともなうまちづくりを街道全体に広げていくことが期待される。
- ・地域内外を結ぶ経済循環を作っていく視点も大切。

【区域内の主な措置】

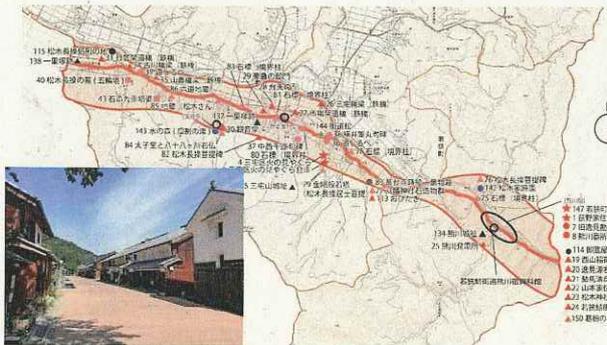
- ・熊川宿空き家対策事業
- ・熊川宿宿泊施設等整備推進事業
- ・葛等を活かした菓草産業創出事業など



空き家を活用した宿泊施設



葛等を活かした菓草産業創出事業



熊川宿重要伝統的建造物群保存地区



かまど調理体験などの体験メニューの充実

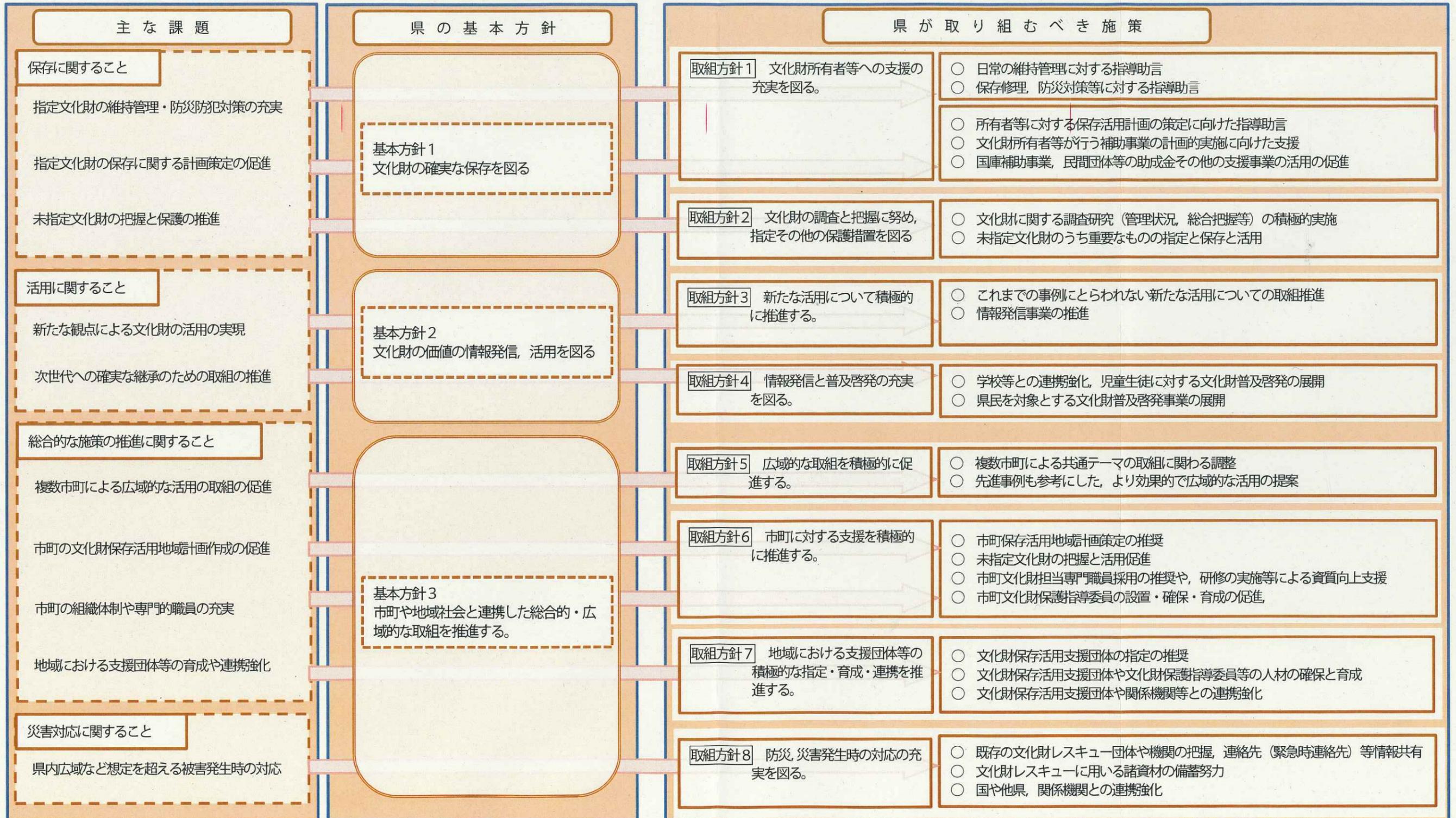
若狭町文化財保存活用地域計画【福井県】

23

広島県文化財保存活用大綱の概要

目指す将来像

県民、関係団体など多様な関係者が文化財及び周囲の自然環境・景観・伝統行事などの一体的な保存・活用に取り組むことを通して、県民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、内外から魅力ある地域として選ばれています。

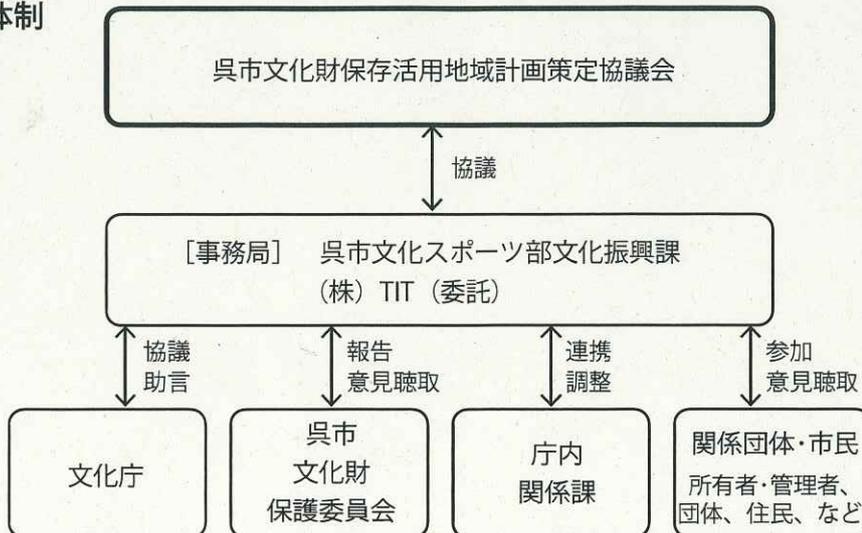


計画作成の背景と計画の位置づけ

現在の呉市の誕生 (H17)



計画作成の体制

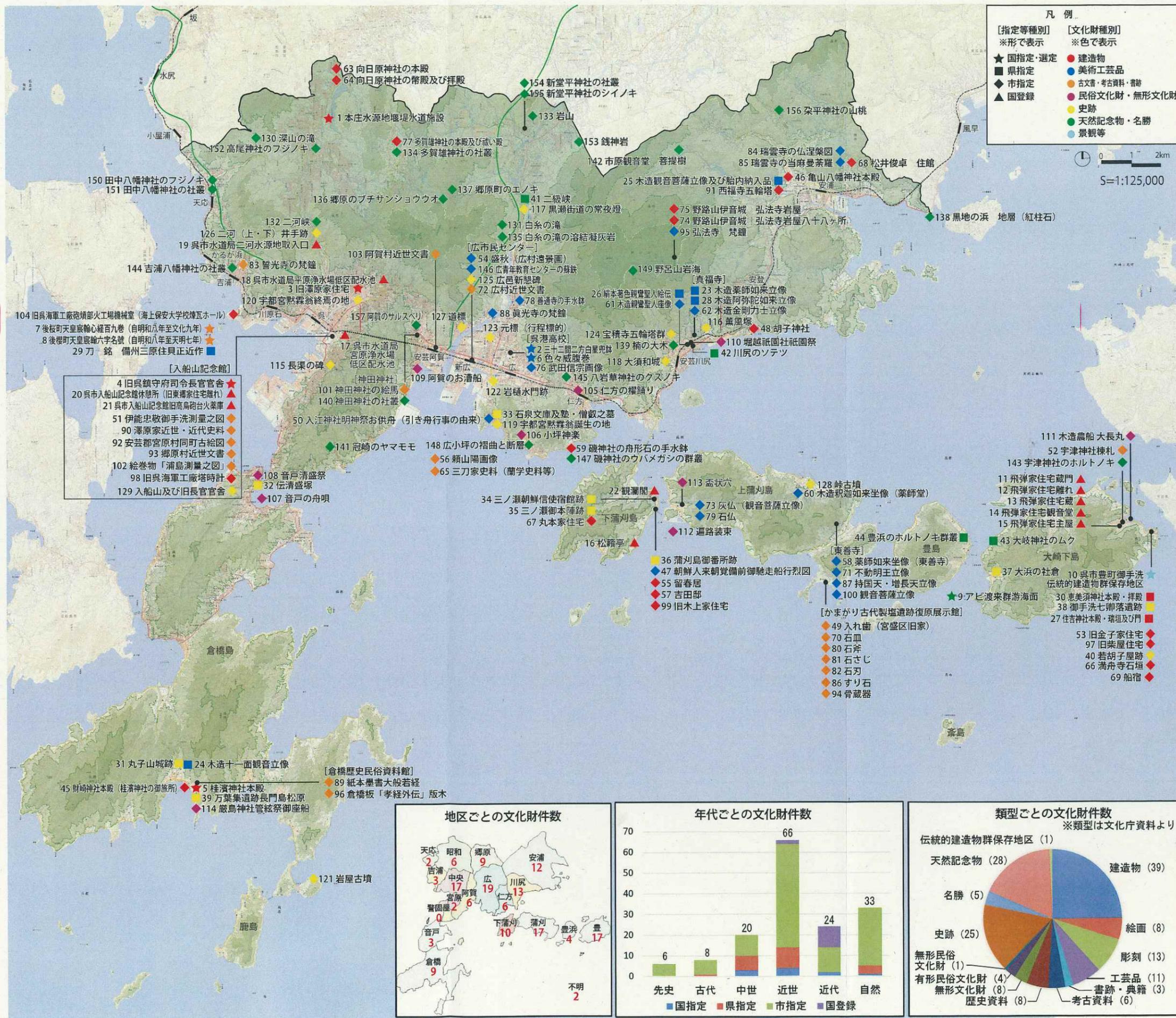


指定等文化財の概要

呉市には、157 件の指定・登録文化財が所在しています。また、日本遺産を構成する文化財群として「鎮守府」が 21 件（うち指定等 8）、「北前船寄港地」が 5 件（うち指定等 4）認定されています。

指定・登録文化財の件数

区分	国指定	県指定	市指定	国選定	国登録	合計
有形文化財 (建造物)	5	2	20		12	39
有形文化財 (美術工芸品)	3	6	40			49
無形文化財			5			5
有形民俗文化財			4			4
無形民俗文化財			1			1
史跡		10	15			25
名勝天然記念物		1				1
名勝				4		4
天然記念物	1	3		24		28
重要伝統的建造物群保存地区				1		1
合計	9	22	111	1	12	157



呉市文化振興課実施事業（令和2年度実績）について

1 指定文化財の現状変更等手続きについて

- ① 県史跡「万葉集遺跡長門島松原」 案内看板の設置
- ② 県史跡「万葉集遺跡長門島松原」 アクアスロン大会の実施
- ③ 市史跡「入船山及び旧長官官舎」 植樹及び銘板の設置
- ④ 県史跡「万葉集遺跡長門島松原」 ゴミ集積場、看板の設置
- ⑤ 県史跡「万葉集遺跡長門島松原」 松支柱設置
- ⑥ 市史跡「入船山及び旧長官官舎」 銅像設置
- ⑦ 市史跡「入船山及び旧長官官舎」 危険木伐採

2 毀損状況等調査について（別紙2）

- ① 県史跡「石泉文庫之塾及僧叡之墓」 漆喰壁の剥落
- ② 市天然記念物「吉浦八幡神社の社叢」 石垣のはらみ
- ③ 市天然記念物「広小坪の褶曲と断層」 地層からの落石

3 文化財の維持管理・公開活用事業について

- ① 指定文化財維持管理業務（2件）
- ② 旧澤原家住宅見学会（5回） ※特別公開（2回）を含む
- ③ 説明看板設置（2基）
- ④ 文化遺産コンシェルジュ養成講座（1回）

4 文化財保存事業費補助金について

- ① 桂濱神社（国重要文化財）防災設備（火災報知器等）保守事業
- ② 楠の大木（市天然記念物）の支障木等伐採事業

5 埋蔵文化財調査について

- ① 文化財等の有無及び取扱い協議（69件）
- ② 試掘調査（7件）
- ③ 灰ヶ峰砲台跡発掘調査

6 豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存事業

- ① 民家に対する修理・修景事業（修理事業：1件、修景事業：4件）
- ② 広島県史跡「若胡子屋跡」建物調査・基本設計業務

7 日本遺産魅力発信事業

- ① 「日本博」せとうち音回廊の開催支援
- ② 「日本遺産WEEK」の開催支援
- ③ 日本遺産「鎮守府」における構成文化財「亀ヶ首発射場跡」の追加認定
- ④ 日本遺産認定記念企画展・シンポジウム「亀ヶ首発射場と倉橋島」の開催

8 協議会・研修等

- ① 令和2年度第1回埋蔵文化財担当職員等講習会（文化庁主催）→オンライン参加
- ② 令和2年度第2回埋蔵文化財担当職員等講習会（文化庁主催）→オンライン参加
- ③ 文化財保存活用地域計画等連絡協議会（文化庁主催）→オンライン参加
- ④ 研究集会「水中遺跡保護行政の実態Ⅲ」（文化庁主催）→オンライン参加

9 その他

- ① 在日米陸軍文化財管理計画書更新に伴う管理対象の選定について

呉市文化振興課実施事業（令和3年度実施状況）について

- 1 指定文化財の現状変更等手続きについて
随時対応
- 2 毀損状況等調査について
随時対応
- 3 文化財の維持管理・公開活用事業について
 - ①指定文化財維持管理業務
 - ②旧澤原家住宅見学会
 - ③文化遺産コンシェルジュ ステップアップ講座の開催
 - ④出前トーク／体験型歴史文化学習事業の実施
- 4 文化財保存事業費補助金
 - ①桂濱神社（国重要文化財）防災設備（火災報知器等）保守事業
 - ②石泉文庫之塾及僧叡之墓（県史跡）修繕事業
 - ③吉浦八幡神社の社叢（市天然記念物）石垣修繕事業
- 5 埋蔵文化財調査について
 - ①文化財の有無及び取扱いに係る協議
 - ②試掘調査
 - ③出土遺物保存処理
 - ④市内遺跡調査報告書の作成
- 6 豊町御手洗伝統的建造物群保存地区保存事業
 - ①民家に対する修理・修景事業（修理：4件，修景：2件）
 - ②広島県史跡「若胡子屋跡」耐震調査・実施設計業務
 - ③広島県史跡若胡子屋跡保存・活用検討委員会
- 7 日本遺産魅力発信事業
 - ①「日本博」せとうち音回廊の開催支援
 - ②「日本遺産WEEK」の開催支援
 - ③亀ヶ首発射場跡環境整備事業
- 8 研修等
 - ①令和3年度文化財マネジメント職員養成研修（文化庁主催）→オンライン参加
- 9 呉市文化財保存活用地域計画の策定
 - ①呉市文化財保存活用地域計画策定協議会の設立
 - ②呉市文化財保存活用支援業務プロポーザルによる事業者選定

*下線は新規事業

くれ文化遺産コンシェルジュ事業概要

1 趣旨

呉市では「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴～日本近代化の躍動を体感できるまち～」
「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の日本遺産認定を受けるなど、歴史を活かしたまちづくりを行ってきたが、一方で近年、過疎化や少子高齢化、市街地への一極集中化等が進行しており、それに伴って、呉市に存在する様々な文化財を取り巻く環境が大きく変化してきている。

特に未指定の文化財は、散逸・消滅の危機にあるものが相当数存在すると考えられるが、その実態の把握も十分でない等、従来の文化財保護制度では対処できない課題が顕在化してきている。

こうした中、呉市においては行政と地域住民が円滑に連携しながら、市域の文化財の保存・活用に取り組んでいくため「くれ歴史文化遺産パートナー（以下、「パートナー」という。）」を育成し、文化財保存活用支援団体としての指定を目指すものである。

2 事業方針

呉市が実施した「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を受講し、日本遺産、文化財等に関する専門知識を有するとして呉市から認定を受けた「くれ文化遺産コンシェルジュ（以下、「コンシェルジュ」という。）」を対象として、文化財の保存・活用を推進するための人材育成及び組織化を行う。

3 事業計画

令和3年度 文化財調査及び保存・活用事業に係るガイダンス講座の実施
令和4年度 文化財調査及び保存・活用事業の試験的实施
令和5年度 文化財保存活用支援団体設立に向けた準備

4 事業の運営体制

本事業はコンシェルジュ有志による「くれ文化遺産コンシェルジュ事務局（以下、「事務局」という。）」により運営するものとする。

事務局は、調査部会・保存部会・活用部会に分かれて活動することとし、それぞれの部会においてオブザーバーを設置するものとし、文化振興課は各部会のオブザーバーとして必要な指導・助言を行うものとする。

V. 文化財保存活用支援団体

1. 趣旨

支援団体とは、市町村において、地域の文化財の保存会やNPO等の民間団体と協力し、行政と民間がより円滑に連携しながら文化財の保存・活用に取り組んでいくためのパートナーシップを結ぶことにより、このような民間団体を文化財の保存・活用に関する各種施策の実施主体として位置づけたものである。

専門的な知見や実績等を有する団体を支援団体として指定することで、所有者だけでは維持管理等が困難な文化財の保存・活用の促進を図るなど、地域の多様な主体が連携して文化財の継承に取り組んでいくことが期待される。

2. 支援団体の指定

- 支援団体として指定することができるのは、法人もしくは法人に準ずる団体である。【法人に準ずる団体の詳細は文部科学省令で定めることとしており、省令の検討状況を踏まえて追記予定】
- 指定の主体は市町村であり、どのような団体を指定するかは当該市町村が制度の趣旨を踏まえて適切に判断することとなるが、指定に当たっては、当該法人又は団体が、法第192条の3各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織・資金等の面から判断することが必要である。

(解説・留意点)

支援団体として想定されるのは、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を有しない任意の団体である文化財の保存会や研究者のネットワーク組織などである。

団体を指定する際には、定款のほか、事業計画書や財務諸表等の当該団体の財務状況を示す書類、職員の配置状況等の組織体制を示す書類など当該団体が当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか判断するために必要な書類を提出させることが望ましい。

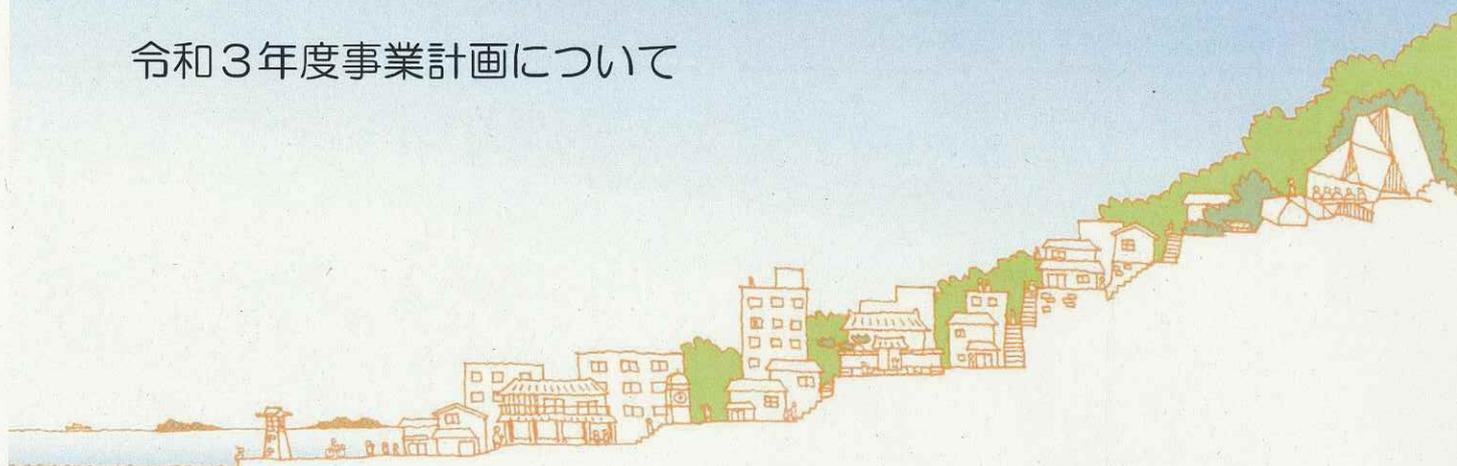
また、必ずしも一の団体が法第192条の3各号に掲げる業務を網羅的に行っている必要はなく、同条各号のいずれかの業務を行っていれば指定の対象となる。

なお、一の市町村が複数の支援団体の指定を行うことや、一の支援団体が複数の市町村から指定を受けることは差し支えない。

市町村は、支援団体の指定及び指定の取消しを行った場合には、その団体の名称、住所又は事務所の所在地を公示することが必要である（法第192条の2第2項及び第192条の4第4項）。

また、支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を指定を行った市町村に届け出ることが必要である（法第192条の2第3項）。

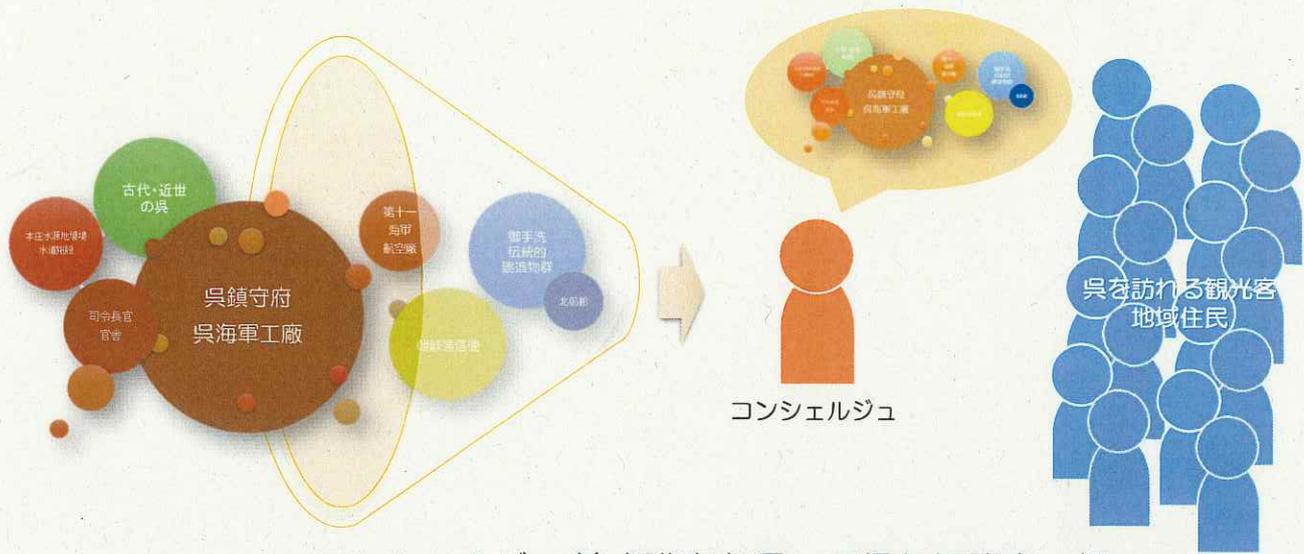
くれ文化遺産コンシェルジュ 令和3年度事業計画について



くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座の歩み

回数	講座内容	回数	講座内容
第1回	「呉の歴史を知る ①」	第16回	「呉・広海軍工廠及び第十一海軍航空廠の技術は戦後花開いた」
第2回	「呉の歴史を知る ②」	第17回	「海底に眠る軍艦―「大和」と「武蔵」―」
第3回	「日本遺産と呉市入船山記念館について ①」	第18回	「旧澤原家住宅」
第4回	「日本遺産と呉市入船山記念館について ②」	第19回	「昭和町れんが倉庫群について」
第5回	「鋳物と海軍―大和ミュージアム所蔵の技術士官関係資料より―」	第20回	「海軍の建造物と呉」
第6回	実地研修「入船山記念館内の構成文化財めぐり」	第21回	「埋蔵文化財から見た「呉」」
第7回	「入船山記念館内の構成文化財について」	第22回	「呉鎮守府開庁130周年記念シンポジウム」
第8回	「海軍の呉港への進出と住民の対応―市街地の形成を中心として―」	第23回	「下蒲刈・朝鮮通信使関連資料等」
第9回	「北前船寄港地・船主集落（北前船と港町御手洗の町並み）」	第24回	「御手洗・重要伝統的建造物群保存地区」
第10回	「日本遺産WEEK ダイクレ」	第25回	「日本遺産WEEK 本庄水源堰堤水道施設」
第11回	「日本遺産WEEK 総監部」	第26回	「日本遺産WEEK 海上自衛隊地方総監部第一庁舎地下壕」
第12回	「全国近代化遺産活用連絡協議会全国大会」	第27回	「朝鮮通信使と下蒲刈」
第13回	「旧呉海軍工廠砲塲部精密兵器工場（ダイクレ第二工場）」	第28回	「在米製鉄業と呉海軍工廠」
第14回	「アレイからすこじま・昭和町レンガ倉庫と周辺の海軍遺構」	第29回	「近世の呉」
第15回	「旧呉海軍工廠砲塲部精密兵器工場・アレイからすこじま」	第30回	「亀ヶ首発射場と倉橋島」

くれ文化遺産コンシェルジュに求められる役割



コンシェルジュ養成講座を通して得た知識を、観光客・地域住民などの多くの人に広め、呉の魅力を知ってもらう。

くれ歴史文化遺産パートナーへのステップアップ



- ① 呉市の新たな魅力を掘り起こし、知ってもらう
- ② 社会全体で文化財を守り育てる仕組みを作る

くれ文化遺産コンシェルジュ 令和3年度事業計画

日程	講座内容	分野
7月17日(土)	■ガイダンス「くれ文化遺産コンシェルジュ 令和3年度事業計画について」 ■講座「総合調査により明らかになる地域の魅力」	— 調査研究
7月30日～8月21日(土)	普及啓発事業「考古学チャレンジ教室」	普及啓発
8月28日(土)	■講座「海軍関連遺構からみた総合調査の視点」 ■報告「考古学チャレンジ教室の実施報告」	調査研究 普及啓発
9月25日(土)	■講座「古絵図等歴史資料からみた総合調査の視点」 ■講座「社会全体で地域の文化財を継承する仕組みづくり」	調査研究 保存活用
10月30日(土)	■講座「建築物・住環境等からみた総合調査の視点」 ■講座「市内文化財の現状と課題」	調査研究 保存活用
11月13日(土)	文化財保存整備事業	保存活用
11月27日(土)	■講座「広島県立歴史民俗資料館における普及啓発事業の展開」 ■演習「総合調査に向けたグループワーク」	普及啓発 調査研究
12月4日(土)	文化財公開活用事業	保存活用
12月18日(土)	総合調査事業	調査研究
2月12日(土)	■演習「調査報告会に向けたグループワーク」 ■報告「文化財公開・活用事業の実施報告」	調査研究 保存活用
3月12日(土)	くれ文化遺産コンシェルジュ 活動報告会	—

くれ文化遺産コンシェルジュ事務局について

くれ文化遺産コンシェルジュ事務局

コンシェルジュ有志+文化振興課+オブザーバーで構成され、パートナー研修の運営等を行います。

また、コンシェルジュの意見等を踏まえ、事業の企画立案を行います。

くれ文化遺産コンシェルジュ

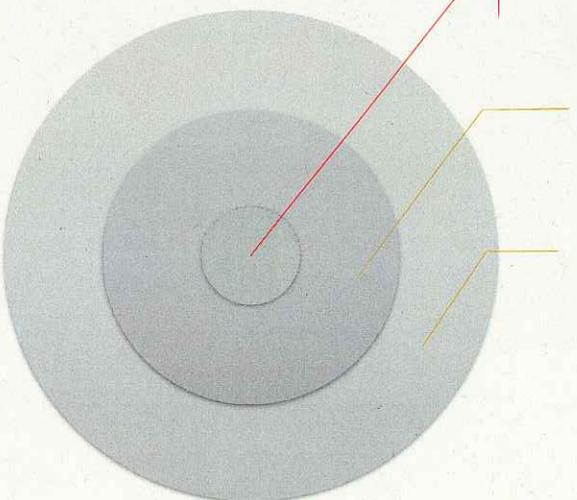
パートナー研修を通して事業を実施し、くれ歴史文化遺産パートナーを目指します。

また、研修終了後も自立的な組織運営により、文化財の保存活用に関する様々な事業を展開します。

文化財所有者・保存団体、地域住民等

パートナー研修を通して様々な文化財所有者・保存団体、地域住民と連携・協力しながら事業を実施します。

また、講師や指導者という立場で、文化庁・広島県、研究機関等の協力を受けながら事業を実施します。



まちづくり調査の概要

計画作成のための基礎調査として、計画の基盤となる地域資源（文化財、人、活動、施設、場所、など）を掘り起し、把握を行うとともに、様々な視点から、保存・活用に関するアイデアを集める。調査の目的を下記の3つに設定する。

- ①未指定文化財の掘り起し
- ②文化財を活かしたまちづくりに関する意見・アイデア・課題の抽出
- ③文化財を活かしたまちづくり活動の見える化

	調査方法	目的	対象	成果
① 未指定文化財掘り起し	● アンケート調査	地区ごとに、身近な文化財の掘り起しや取組・活動実態を把握を行う。あわせて地区の取組の課題等を抽出する。	まちづくり委員会・協議会	・地区にある身近な文化財 ・地区の取組状況 ・課題や今後の展望
	● ワークショップ	テーマごとに、まちあるき等を通して、身近な文化財の再発見、保存・活用のアイデアを出し合う。	関心の高い市民 市職員	・テーマごとの未指定文化財 ・まちづくりのアイデア ・担い手の発掘
② まちづくり意見抽出	● ヒアリング調査	現在、市内で行われている取組・活動について、実態を把握すると共に、今後の展望等を把握する。	地域団体・活動団体、観光・商工団体など	・現在の活動内容 ・今後の展望（計画、アイデア、課題、等）
	● 資料整理	活動記録などを整理して、施設・機関等の文化財に関連する市内の取り組みを整理する	小中学校、文化財施設、まちづくりセンターなど	・活動方針、活動内容
③ 活動見える化	● 現地調査	上記の調査等に関して、現地調査を行うことで補足する。保存状況を把握し、専門的視点より活用可能性を検証。	上記調査に準じる	・状況確認、記録

調査1. 呉市の文化財に関するアンケート調査

(1) 目的

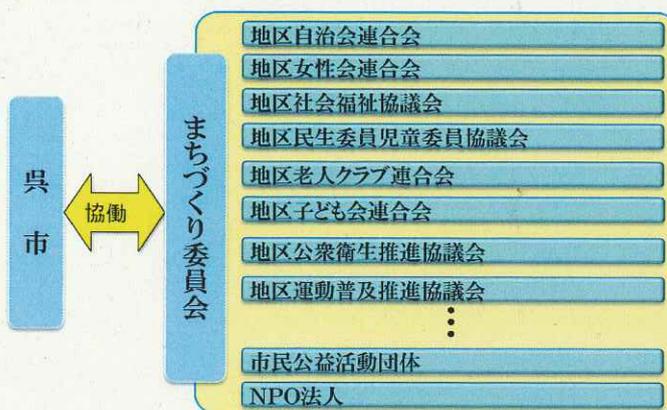
地域における文化財の保存・活用の担い手として期待される方々を対象とし、下記を目的にアンケートを実施する。

- ①市民意識の把握＝現状の文化財に対する意識を把握する
- ②活動実態の把握＝地域活動の実態や課題を調査する。課題等を明確にする
- ③地域のお宝発掘＝文化財の洗い出しを目的とし、文化財リストへの反映を図る

必要に応じて、個別にヒアリング等を実施し、内容についての補足調査を行う。

(2) 対象

まちづくり委員会・協議会
(28地区)



(3) 実施方法

- ・各市民センターの協力のもと、各地区のまちづくり委員会・協議会に依頼
- ・事務局で回収・とりまとめ

(4) 実施時期

R3年12月	内容検討 協議会での協議
R4年1月	配布、回収
2月	とりまとめ、追加調査等
3月	協議会への報告

(5) 設問(案)

- ・別紙を参照
- ・A3表裏一枚程度

調査2. 文化財保存活用地域計画ワークショップ実施概要(案)

(1) 目的

- ・ 関心の高い一般市民等を対象としてワークショップを実施する。
- ・ 文化財保存活用地域計画の周知を図ると共に、計画において重点的に取組むことが想定される地区(日本遺産)を対象として、文化財の発見(まち歩き)や、保存・活用のアイデアについて意見交換を行う。
- ・ 本年度モデルとして実施。状況に応じてR4年度も他地区等で実施を検討する。
- ・ くれ文化遺産コンシェルジュに、主体的な参加を促すことで、人材育成の場としても活用する。

(2) 実施内容、実施体制

- ・ ワorkshopの実施個所は、日本遺産に指定されている①呉市中心部、②御手洗地区、とする。
- ・ まちあるき(文化財の再発見)、グループワーク(保存・活用の視点や方法などについて意見交換)
- ・ それぞれの地域で文化財に関連した活動を行っている団体等と連携して実施する。

(3) スケジュール

R3年12月	第一回協議会での内容確認
	地元や関係者との協議、実施内容の詳細検討
R4年1月	広報・参加者募集
2月	実施(2回) 2回とも同じ参加者を想定
	結果のとりまとめ
3月	協議会への報告

(4) 参加者 20名程度

対象者候補:市職員有志/くれ文化遺産コンシェルジュ/呉高等専門学校又は広島大学の学生

(5) プログラム

※会場はまちづくりセンター等の公共施設

- 1 主旨説明 文化財保存活用地域計画
- 2 地区の概要説明
- 3 まち歩き
- 4 意見交換(グループワーク)

意見交換の想定

①中心部

- ・まち歩きで発見した歴史文化資源（地域の魅力）
- ・まち歩きルートを考える
- ・利用されていない歴史的施設活用、など

②御手洗地区：

- ・まち歩きで発見した歴史文化資源（地域の魅力）
- ・空き家の活用方法、など

5 まとめ

調査3. ヒアリング調査

(1) 目的

- ・現在、文化財に関連する活動を行っており、計画策定後の担い手として期待される地域団体や民間事業者等の代表、文化財の所有者・管理者等を対象として実施する。
- ・文化財を取り巻く活動状況や課題等の実態を把握すると共に、実現可能な措置の構築に役立てるとともに、計画策定後の協働体制につなげる。

(2) 実施時期

R4. 1～2、オンラインも活用

(3) ヒアリング項目

①呉市の文化財に関連するこれまでの取組について

取組経緯・内容、成果、課題、など

②今後の取組について

今後の展望、充実していくための環境・課題、など

③呉市の文化財について

市にとって重要な文化財、活用が期待される文化財、担い手、など

④文化財保存活用地域計画および市の文化財行政への期待

⑤その他、呉市の文化財の保存・活用に関して

(4) 対象

地域計画を推進する上で、連携が見込まれる団体・学校等を対象とする。（15 団体程度を想定）

①指定文化財等所有者・管理者

- ・ 呉市上下水道局（国重文「本庄水源地堰堤水道施設」ほか）
 - ・ 呉市海事歴史科学館学芸課（国重文「旧呉鎮守府司令長官官舎」ほか）
 - ・ 呉地方総監部（日本遺産構成文化財「旧呉鎮守府庁舎」ほか）
 - ・ JMU（日本遺産構成文化財「旧呉海軍工廠造船部造船船渠大屋根」ほか）
 - ・ 音戸の舟唄保存会（市無形「音戸の舟唄」）
 - ・ 広小坪自治会（市無形「小坪神楽」）
 - ・ 専徳寺（県史跡「石泉文庫及塾・僧叡之墓」）
- ②文化財保存活用事業関連団体・ボランティア団体
- ・ 呉観光ボランティアの会
 - ・ 重伝建を考える会
 - ・ 一般社団法人「くれ・ひと・まち情報応援団」
 - ・ ヘリテージマネージャー（広島県呉支部）
 - ・ 広郷土史研究会
 - ・ 広島工業大学
- ③呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
- ・ 地元委員ほか

